

平成27年2月19日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成27年2月19日（木）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 27 年 2 月 19 日（木）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 27 年第 1 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第 1 号	平成 26 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 2 号）	
3	議 案 第 2 号	平成 27 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 予算	
4	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成27年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成27年2月19日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	榎本 正勝	(枚方市議会)
	2 番	池上 典子	(")
	3 番	山口 勤	(")
	4 番	大塚 光央	(")
	5 番	八尾 善之	(")
	6 番	山崎 菊雄	(寝屋川市議会)
	7 番	村上 順一	(")
	8 番	中谷 光夫	(")
	9 番	安田 勇	(")
	10 番	藤本美佐子	(四條畷市議会)
	11 番	大川 泰生	(")
	12 番	坂野 光雄	(交野市議会)
	13 番	三浦美代子	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市市長)
副管理者代理	森川 一史	(四條畷副市長)
副管理者	黒田 実	(交野市長)
会計管理者	程岡 俊和	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	高田 哲治	(兼務)
課長代理	北田 芳徳	
係長	天野 勝弘	(兼務)
係長	岡本 次男	
主査	重岡 彰	
主査	山内 剛	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	柴田 宣雄
	環境部次長	
	兼環境総務課長	松村 泰則
（枚方市）	環境事業部長	阪本 徹
	減量総務課長	白石 金吾
（四條畷市）	都市整備部長	吐田昭治郎
	生活環境課長	藤岡 靖幸
（交野市）	環境部長	奥西 隆
	環境部次長	
	兼環境事業所長	谷辻 和彦

1. 出席事務職員

事務局長	高田 哲治（兼務）
組合議会事務員	米倉 健司
係長	天野 勝弘（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成27年第1回定例会会議録目次
(平成27年2月19日)

開議（午後2時）	1
出席状況の報告	1
池上典子議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（榎本正勝議員と村上順一議員）	1
会期の決定	1
諸般の報告	
（平成26年11月28日から平成27年2月18日までの諸会議の報告）	2
議案第1号 平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	2
北田芳徳課長代理の提案理由説明	2
8番 中谷光夫議員の質疑	3
1 不用額の主な項目と内容	
高田哲治事務局長の答弁	3
議案第1号採決	3
議案第2号 平成27年度北河内4市リサイクル施設組合予算	3
北田芳徳課長代理の提案理由説明	3
8番 中谷光夫議員の質疑	6
1 議会費	
(1) 行政視察について	
2 一般管理費	
(1) リサイクルプラザ案内パンフレット作成について	
(2) リサイクルプラザ啓発物品作成に関連して	
3 衛生費	
(1) 補足資料について	
(2) 分別基準適合物再商品化委託について	
4 健康調査について	

高田哲治事務局長の答弁	8
中谷光夫議員の再質問	8
高田哲治事務局長の答弁	9
中谷光夫議員の再々質問	9
12 番 坂野光雄議員の反対討論	10
8 番 中谷光夫議員の反対討論	11
議案第 2 号採決	12
一般質問	12
8 番 中谷光夫議員の一般質問	12
1 世界の海を汚すプラスチックごみについて	
2 健康調査について	
3 公害等調整委員会の裁定について	
4 プラスチック類の搬入量と処理状況（平成 26 年 4 月～12 月） について	
5 排出空気監視モニター一覧表の前年同時期（10 月～12 月）と の比較から	
6 廃プラごみ処理の抜本的見直しについて	
高田哲治事務局長の答弁	15
中谷光夫議員の再質問	16
高田哲治事務局長の答弁	17
中谷光夫議員の再々質問	17
馬場好弘管理者のお礼の挨拶	18
池上典子議長の閉会の挨拶	18
閉会（午後 2 時 5 9 分）	
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名 付議事件一覧表	

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長（池上 典子君） 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長（池上 典子君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 27 年第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 本日、平成 27 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当リサイクルプラザでは、運転開始以降、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、家庭から排出されるペットボトルやプラスチック製容器包装の処理を順調に行うことができております。

今後も構成 4 市と更なる連携を図り、施設の安全かつ効率的な運営に努めることはもちろんのこと、環境保全対策にも万全を期してまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算の 2 件でございます。

各案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池上 典子君） 次に、本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、榎本正勝議員と村上順一議員の 2 名を指名します。

日程第 1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1

日としたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(池上 典子君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をいたします。平成26年11月28日から平成27年2月18日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第2、議案第1号 平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

- 課長代理(北田 芳徳君) ただいまご上程いただきました議案第1号 平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願います。また、参考資料の1ページも併せてご参照ください。

平成26年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額4億6760万1000円の予算の範囲内において、予算の更正をする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。補正予算書の4ページ、5ページをお開き願います。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金につきましては783万2000円の減額補正でございます。本補正の理由につきましては、繰越金の予算計上に伴う各市負担金の精算でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が383万8000円の減額、寝屋川市負担金が240万8000円の減額、四條畷市負担金が70万6000円の減額、交野市負担金が88万円の減額となっております。

次に5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金につきましては783万2000円の補正でございます。理由につきましては、平成25年度決算における実質収支額、決算剰余金を繰越金として予算措置するため、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご

審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池上 典子君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則により、いずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせいたします。順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○8番（中谷 光夫君）　それでは平成26年度補正予算について質疑を行います。

当初の予算は、前年度に比べて1457万3000円の減額でした。今回の年度末の補正では、783万2000円の減額補正となっています。前年度の補正は、2502万8000円の減額補正でした。今回、不用額となった主な項目とその内容について、また、前年度との比較で際立った変化、特徴などがあれば、併せてご説明ください。

○議長（池上 典子君）　高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君）　不用額については、運転管理等業務委託や環境調査委託など衛生費委託料で3122万1930円の入札差金がありました。

また、平成25年度の不用額の特徴は、3年に1回ある運転管理等業務委託等の入札差金が生じていることが挙げられます。以上でございます。

○議長（池上 典子君）　これにて中谷議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君）　これをもって質疑を終結いたします。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君）　討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号　平成27年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

○課長代理（北田 芳徳君）　ただいまご上程いただきました議案第2号　平成27年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げ

ます。別冊の予算書 1 ページをお開き願います。また、参考資料の 2 ページ、3 ページも併せてご参照願います。

平成 27 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3559 万 1000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

それでは以下、内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12 ページ、13 ページをお開き願います。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費、本年度 298 万 8000 円でございます。主な内容といたしましては、組合議員 13 人分の報酬が 195 万円、行政視察旅費が 79 万 7000 円、会議録の作製に要する経費が 21 万 4000 円などでございます。

次の 14 ページ、15 ページをお開き願います。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、本年度 6646 万 5000 円でございます。主な内容といたしましては、特別職の報酬などの人件費が 77 万 6000 円、リサイクルプラザ案内パンフレット作成に要する経費が 21 万 4000 円、リサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費が 49 万 2000 円、施設総合管理委託などの各種委託料が 600 万 5000 円、派遣職員 6 人分の人件費など各種負担金が 5733 万 5000 円などでございます。

次の 16 ページ、17 ページをお開き願います。

2 目 公平委員会費、本年度 4 万 9000 円でございます。内容といたしましては、公平委員 3 人分の報酬が 2 万 4000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、本年度 20 万 8000 円でございます。内容といたしましては、監査委員 2 人分の報酬 18 万 3000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

次の 18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、本年度 2 億 4574 万 1000 円

でございます。主な内容といたしましては、北河内 4 市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費が 6 万 5000 円、施設稼働に要する経費といたしまして活性炭購入などの運転消耗品費が 2200 万 7000 円、光熱水費が 2223 万 8000 円、修繕料が 896 万 1000 円、運転管理等業務委託などの各種委託料が 1 億 9158 万 2000 円などでございます。

次の 20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、本年度 1 億 51 万 6000 円につきましては、組合債元金償還金でございます。

2 目 利子、本年度 962 万 4000 円につきましては、組合債利子でございます。

次に 5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度 1000 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは、続きまして歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、8 ページ、9 ページにお戻り願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度 4 億 3035 万 8000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 1 億 9303 万 2000 円、寝屋川市負担金が 1 億 2780 万 6000 円、四條畷市負担金が 5084 万 6000 円、交野市負担金が 5867 万 4000 円でございます。

次の 10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 衛生使用料、本年度 11 万 3000 円につきましては、自動販売機設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に 3 款 財産収入、1 項 財産売払収入、1 目 物品売払収入、本年度 1 万円につきましては、科目設定でございます。

次に 4 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度 1 万円につきましては、預金に伴う利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度 510 万円でございます。内容といたしましては、ペットボトル有償入札拋出金収入が 500 万円、雑入が 10 万円でございます。

続きまして、債務負担行為につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3 ページにお戻り願います。また、参考資料の 3 ページも併せてご参照願います。

第 2 表 債務負担行為、事項といたしましては北河内 4 市リサイクルプラザ施設総合管理委託、債務負担行為の期間は平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間で、2400 万

円を限度額とするものでございます。

なお、限度額の内訳といたしましては、参考資料 3 ページの債務負担行為年度別内訳書にお示ししておりますとおり、契約履行期間の平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間に同額を振り分けております。なお、平成 27 年度につきましては、契約を行うための期間として設定したものでございます。

次に、北河内 4 市リサイクルプラザ運転管理等業務委託でございますが、債務負担行為の期間は平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間で、6 億 9000 万円を限度額とするものでございます。

こちらの限度額の内訳につきましても先の事項と同様に、契約履行期間の平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間に同額を振り分け、契約を行う平成 27 年度も含めた設定としたものでございます。

以上、2 件の事項につきましては、3 年間の長期契約によりまして、業務開始に係る経費の削減を図るため、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池上 典子君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） それでは平成 27 年度予算について順次、質問させていただきます。

まず歳出についてです。

1. 議会費、これについては行政視察についてお聞きします。検討先があれば説明してください。また、以前から求めていますけれども、構成 4 市からの廃プラごみがどのような行く末をたどるのか、市民への説明責任からも知ることが必要と考えます。この 1 年間は向かいにあるイコール社には本施設の再商品化基準適合物は行っていませんが、施設稼働後の健康被害の周辺住民の訴えからも、視察をしておく必要があると考えます。費用が特段に掛かることもありません。これまでの検討状況をお聞きします。

二つ目は一般管理費です。リサイクルプラザ案内パンフレット作成についてお聞きします。作成計画について、詳細な説明を求めます。取り分け、施設周辺住民からの健康被害の訴えがあるだけに、一方的な良いことづくめの宣伝にならないよう、配慮がいると思いますが、その点はどう考えていますか。お答えください。

次に、リサイクルプラザ啓発物品（ペットボトルリサイクル定規）作成に関連してお聞きします。見学者への提供ならまだしも、4市の小学4年生全員に廃プラリサイクルの問題点には全く触れずに、事業推進ありきで教育行政の担当でもない本組合が無償で定規を配布することは、行政による学校教育の政治利用といえます。やめるよう求め、見解をお聞きします。

次に、本施設の見学者に対する事業説明についてお聞きします。説明マニュアルを作っておられますか。作成しているなら、資料提供を求めます。本組合が行政に求められる住民に対する公平、中立の立場に立つなら、少なくとも、見学者に対して、行政として否定していることであっても、施設周辺住民から施設稼働に伴う健康被害の訴えがある事実に言及すべきと考えます。答弁を求めます。

また、説明資料の平成26年（4月～12月）北河内4市リサイクルプラザ見学者について、学校関係の人数が前年に比べて354人減となっています。今年度の学校関係人数の4市の内訳を明らかにしてください。

3点目、衛生費についてです。最初に補足資料についてです。活性炭購入は67万9000円の増額となっています。その理由と、702万4000円の内訳、どの脱臭装置の部分にどの程度の量と金額を予定しているのか、補足資料の更なる詳細な説明を求めます。

次に、分別基準適合物再商品化委託458万5000円は、125万8000円の前年度に比較して減額となっています。再商品化費用の何%になるのか、また、減額の理由について説明してください。

関連してお聞きします。再商品化委託は、いわゆる逆入札で決まります。運搬費が他の事業者と比べて断然安く済むイコール社が、昨年は日本容器包装リサイクル協会から委託を受けなかった理由について、把握しておられることがあれば明らかにしてください。

4点目、健康調査についてです。これまでも繰り返し、健康被害の訴えに対し、寝屋川市や大阪府と協力して行政としての健康調査、手法としては疫学調査が重要と指摘し、実施を求めてきました。裁判所でも公害等調整委員会でも、最も重要で判断の基本にすべき健康調査の実施を行政に求めることを回避してきました。健康被害に苦しむ住民が納得しないのは当然です。住民の命・健康・安全を守ることを最優先課題とする自治体として、予算化されていない理由は何ですか。明らかにしてください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（池上 典子君） 理事者から答弁を求めます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

行政視察先については、新幹線等を利用した場合を想定して計上させていただいておりますが、具体的な視察先については、正副議長と相談の上決定したいと考えております。

次に、リサイクルプラザ案内パンフレットについては、現パンフレットの構成を参考に作成してまいります。

次に、ペットボトルリサイクル定規については、施設見学時にペットボトルからリサイクル定規が作られることについて、子どもたちが興味を示し、分別意識の高揚により再資源化につながっているものと考えております。

説明マニュアルについては、提供可能でございます。また、見学者に対する健康被害に関連する説明については、本組合施設を原因とする健康被害がない以上、実施する意向はございません。

次に、平成 26 年度の小学校の見学内訳については、枚方市 2 校、寝屋川市 9 校、四條畷市 2 校、交野市 2 校の計 15 校でございます。

次に、活性炭購入費の増額理由については、原料であるヤシが輸入品であるため、円安の影響を考慮したもので、処理棟 1 階の集じん・活性炭吸着装置に 9000 kg、2 階・4 階の活性炭カートリッジに 1350 kg、補充用に 400 kg を予定しております。

次に、分別基準適合物再商品化委託料が減額した理由は、委託単価が 57 円/kg から 47 円/kg に減額されたためであり、市町村負担率は平成 26 年度と同様 1% でございます。また、イコール社が日本容器包装リサイクル協会から委託を受けなかった理由については、把握しておりません。

次に、健康調査については、本組合施設の稼働と健康被害との間に因果関係のないことが裁判に続き、公調委の裁定でも明らかになっていることから、健康調査の必要性はないと判断いたしております。以上でございます。

○議長（池上 典子君） 中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） それでは 2 回目の質問をさせていただきます。

まず行政視察の件ですけれども、裁判も公調委の裁定も終わった今だからこそ、イコール社の行政視察を実現すべきだと思います。最初の質問でも申し上げたように、そんなに経費が掛かるわけでもありませんから、行政視察先が 1 か所ということで決まっているわけでもないと思います。是非実現する方向での検討を、当然、議長、副議長との協議の上だと思いますけれども、求めておきます。

それから一般管理費のリサイクルプラザ案内パンフレット作成ですけれども、有害化学物質の発生は事実であって、これはメリットばかりの一方的な宣伝にならないよう、これも検討を求めておきます。

それからリサイクルプラザ啓発物品作成についてですけれども、私は二つの問題があるというふうに思います。一つは教育行政機関でもない本組合としての支出としてふさわしくない、ふさわしいかどうかの検討がいるということ。今一つは、市民的にも廃プラ事業に対して疑問や反対の声もある中、学校教育の政治利用になるんじゃないかという問題、これは引き続いて十分な検討、これも併せて求めておきます。

次に、見学者への説明マニュアルですけれども、改めて健康被害の訴えの事実そのもの、これは否定できないと思うんですけども、そういう事実に言及しない理由を改めてもう一度お答えください。

それから学校関係、これは人数をお聞きしたんですけども、学校数しかお答えをしておられませんので、併せて人数のほうよろしくお願いします。

それから衛生費、これは一応お答えいただいたということで、あと健康調査の件ですけれども、行政として健康被害を否定する根拠に裁判の判決だとか、あるいは公調委の裁定をおっしゃっておられますけども、実証的な根拠というのはあるんですか。私はないと思いますけれども。そういう意味ではごく一部の化学物質の環境調査結果からの否定というのは、いずれもこれは推論の域を出ていない結論だと思うんですね。これも改めて答弁を求めます。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 説明マニュアルにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、本組合施設を原因とする健康被害がないということが裁判や公調委の裁定の中で示されております。そういった意味の中で、説明マニュアルの中には一般的な案内であるというようなものでしかないというところがございます。

次に、年度別の見学児童数ということでございますが、平成 26 年度の枚方市は 163 人、寝屋川市 706 人、四條畷市 133 人、交野市 136 人でございます。

続きまして、健康被害の件でございますが、先ほど実証できるものがないということをおっしゃっていただきましたが、裁定や裁判結果というものがその全てを実証されているものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（池上 典子君） 中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 今、改めて裁判とか公調委の判決や裁定が根拠であるかの

ようにおっしゃられたんですけども、これはないというふうに言うてないんですよ。住民に健康被害を及ぼすような、そういう影響があるところまでとは考えられないと、ないというのは、これはもう全く、それこそ科学的な根拠も含めて絶対否定できるというもの、これはないというわけでね。住民が訴えている、その程度の、そういう重大な被害を及ぼすようなことまではないという推論にしか過ぎないというふうに改めて思いますよ。そういう意味では、私は改めて、最初の質問でも申し上げましたけども、住民の命や健康や、あるいは安全ということを最優先すべき、これは特別地方公共団体ですけども、大阪府や寝屋川市とも協力をして、補正も含めて健康調査の実施を検討するように求めて、質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） 交野市の坂野光雄です。議案第2号 平成27年度北河内4市リサイクル施設組合予算についての反対討論を行います。

反対の第1点目は、廃プラスチックの処理過程において多種類の化学物質が発生し、周辺住民への健康に影響を与えていることです。私は4市の廃プラスチック処理施設の計画段階から周辺住民の健康に悪い影響が出る恐れがあることから、この施設建設に反対してきました。健康被害の問題を十分に検討しないままに施設建設を行い、稼働に至りました。私の予想どおり、また多くの住民が心配したとおり、また多くの大学の教授などの専門家の心配したとおり、周辺住民の健康被害が発生しました。健康被害を被った被害者は、施設組合管理者に善処を求めましたが、管理者は健康診断も行わず、健康被害を無視し続けてきました。このことは現在も変わっておらず、よって2015年度予算案に反対するものであります。

反対の2点目は、健康被害を発生させる廃プラスチックの処理を4市共同で行っていることに問題があります。少ない量であれば被害も少なくなります。しかし4市の廃プラスチックを寝屋川市の1か所で処理すれば、それだけ被害が広まります。寝屋川市1か所での処理ではなく、4市が個別に責任を持って処理すべきであり、4市施設組合は解散すべきと考えます。よって本予算に反対します。

反対の第3点目は、廃プラスチックに係る処理費用です。交野市における費用負担

で計算すれば、平成 23 年度においては 4 市リサイクル処理施設で処理すれば 1 キロ当たり 29 円の費用が掛かりますが、四條畷交野清掃施設で処理すれば 1 キロ当たり 18 円で済み、1 キロ当たり 11 円費用が安くなります。すなわち税金投入が少なくなるということです。平成 24 年度で計算すれば、4 市リサイクル施設で処理すれば 1 キロ約 42 円、清掃施設で焼却すれば 1 キロ約 16 円で済みます。このことからしても廃プラスチックは焼却すべきと考え、本予算に反対します。

反対の第 4 点目は、交野市、四條畷市、そして寝屋川市においても、ごみ焼却施設の新設に取り組んでおり、ごみ発電も計画しております。廃プラスチックを燃やすことにより発電に寄与することになります。よって廃プラスチックを焼却することを提案します。この立場から本予算に反対いたします。

反対の第 5 点目は、焼却に戻す時期が来ているということです。今まで指摘してきたように健康被害が発生し、コストも焼却のほうが安いことが明らかとなり、ごみ発電施設も整備される時期になりました。更に、この 4 市廃プラスチック処理施設は平成 15 年 11 月に枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の市長会で北河内広域リサイクル共同処理事業を 4 市共同で推進していくことについて合意し、事業が進められてきました。それから約 10 年が経過しようとしておりますが、当時の市長はこの 4 月末には全て入れ替わってしまいます。施設の計画に携わっていない 4 市の市長で再度検討することを求めるものです。

以上述べて、反対討論といたします。

○議長（池上 典子君） 他に討論はありませんか。中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 議案第 2 号 2015 年度（平成 27 年度）北河内 4 市リサイクル施設組合予算に反対の討論を行います。

民間の廃プラ処理施設建設の動きを知った施設周辺住民が「杉並病」と同じ健康被害の恐れから予防訴訟を起こしてから 11 年、4 市組合施設操業から 7 年が経ちました。その間、住民が心配した健康被害は現実のものとなり、津田敏秀岡山大学大学院教授などによる疫学調査では、1000 人を超える人に健康影響が及んでいることが分かりました。住民は寝屋川市や議会が施設建設や操業中止を求める 8 万署名の声を聞かないことから、裁判所や公害等調整委員会に訴えました。寝屋川市、北河内 4 市リサイクル施設組合はこの間、係争中を理由に住民の訴えを拒否し続けてきました。また、大阪地裁と高裁の判決、公調委の裁定がいずれも住民側の訴えを却下したことで、廃プラ施設等健康被害の因果関係はないと断定しています。

しかし判決でも裁定でも重大な根本的欠陥があります。健康被害を否定する行政による健康調査が何一つない問題に全く触れていないことです。ごく一部の化学物質の調査や地形と気象の調査などの結果をもって健康被害をもたらすとは考えられないと推定しているに過ぎません。事実として明確にあるのは、多くの周辺住民が施設稼働後に一般的症状が大半とはいえ、経験がない体調不良を訴えるようになったということです。自治体行政が第一義的に負う責務は、住民の命・健康・安全です。これまでも一時的に操業を止めて健康影響を調べることも一方策として可能ではなかったでしょうか。今回の予算を見ても事業の推進ありきです。住民が訴える健康被害に真摯に向き合う内容がない予算には賛同できません。改めて大阪府や寝屋川市と共同して健康調査を行うよう求めて、討論とします。

○議長（池上 典子君） これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（池上 典子君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申合せがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせします。ただいまから質問を許します。中谷議員の質問を許します。中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） それでは一般質問を行います。

一つ目、世界の海を汚すプラスチックごみについて。廃プラ問題は地球環境を守る上で重大問題になっています。米ジョージア大学のジェナ・ジャムベック准教授ら米国とオーストラリアの研究グループが、陸上から海へ流出しているプラスチックごみが全世界で年間約800万トンに上る推計を明らかにしました。海面を漂っているプラスチックごみからの推計量27万トンとは大きく異なっており、大半は海水中や海底に沈んでいるとみられ、研究グループは、源から断つ必要があると指摘しています。

研究グループは、大西洋や太平洋、インド洋など世界中の海に面した192の国について、それぞれの国ごとの人口や経済状況、ごみの管理の仕方などに基づいて、発生するプラスチックごみの量と、海へ流出したプラスチックごみの量などを推計するモデルを作り、計算したとしています。計算の結果、2010年にこれらの国の全てで発生したごみの量は25億トン、プラスチックごみの量は9950万トンと推計。野積みなど

管理されていないプラスチックごみは 3190 万トン、うち、海へ流出した分は約 800 万トン（480 万～1270 万トン）と見られることが分かりました。世界中の海岸線 30 cm ごとにプラスチックごみを詰め込んだ買い物袋を 5 個置いた量に匹敵するといえます。

海へ流出したプラスチックごみは、紫外線により細かくなり、小さな生物も飲み込むことができるようになり、食物連鎖の底辺に位置する生物が、プラスチックごみに吸着、濃縮された有害な化学物質に汚染されれば、人間にも影響することが懸念されます。

細かくなったプラスチックごみは回収も困難であり、プラスチックごみが陸上から海へ流出しないよう、ごみの管理の社会基盤を整備することが重要になっています。

報告を受けて、高田秀重東京農工大教授は、生態系への影響が懸念される海洋のプラスチック汚染について、1970 年代初頭の見積りしかなかったのが、今回全世界での推計値を明らかにしたことはタイムリーだとして、コメントしています。プラスチックのうち半分程度はポリ塩化ビニル、PET、ポリスチレンなど海水より重く、海底に沈んでいるものがある。一方、ポリエチレンやポリプロピレンなどの海水より軽いプラスチックも全プラスチック生産量の半分程度を占める。微細化も含めて、海洋環境中でのプラスチックの行方を明らかにする必要があるといえます。海洋へのプラスチック流入量が今後 10 年間の積算では 10 倍になるとの指摘に対して、プラスチックと関連する化学物質の汚染が今は軽微でも、それらを検知して、将来への警鐘を鳴らす予防的な研究が必要としています。

今回の報告の国別では、最も多かったのは中国で 132 万～353 万トン、米国が 20 位、日本は 30 位となっています。高田教授の推定では、日本のプラスチック廃棄物の発生量は年間 720 万トン、米国、中国に次いで世界第 3 位です。半分以上を焼却処理しているため、海洋への放出は 30 位にとどまっているといえます。プラスチックごみの発生量を抑えることは、日本はもちろん、世界的な課題になっているといえます。

企業の目先の利益のために、大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みが作られてきました。30 数億年掛けて作られてきた地球環境がここ 100 年～200 年の間に大きく壊されようとしています。人類を始めとする生態系にとっての地球環境を守ることは今、人類史的課題になっています。廃プラ問題は、そうした社会問題の象徴的な重要課題になっています。循環型社会形成の名で、廃プラスチックのリサイクルを推進するのではなく、プラスチックの使用、流通の抑制こそ目標にすべきと考えます。見解をお

聞きします。

二つ目、健康調査についてです。施設周辺住民による施設からの有害ガスの発生による健康被害の訴えがあつてから11年になります。施設稼働後に発生した症状の大半は、有害な空気による眼、鼻、喉、頭、手足などの粘膜刺激症状です。中には空気を吸い込むことで喘息（ぜんそく）症状や重い場合は自律神経失調症や中枢機能障害、化学物質過敏症などの発症の訴えもあります。

本来、行政として最も真摯に向き合う必要がある健康被害の訴えに耳を貸さず、行政としての健康調査を実施しないまま、健康被害を否定し続けてきた根拠はどこにありますか。答弁を求めます。

3点目、公害等調整委員会の裁定についてです。昨年11月19日に公害等調整委員会の裁定がありました。今年1月15日付けの寝屋川市広報の一面で「公害等調整委員会裁定 廃プラリサイクル施設は安全（かざぐるま） 健康被害の訴えとの因果関係を否定」との見出しで紹介されています。他の3市では市民に対してどのように広報されていますか。明らかにしてください。

公調委の職権調査では、化学物質の環境測定と接地逆転層の形成についての調査が行われました。住民が求めた測定と掛け離れた調査によっても、有害化学物質の発生、接地逆転層の形成が確認されました。しかし結論は、「施設から排出される化学物質が、住宅地に到達し、健康被害を生じさせているとは認めることはできないとして、健康被害との因果関係を否定する裁定」が行われました。公調委の「健康被害を生じさせているとは認めることができない」との判断は、いずれも推論に過ぎません。寝屋川市が言うように、「廃プラリサイクル施設の安全性が認められた」ものではありません。むしろ、公調委が再調査を拒否した室内濃度指針値を大きく超えたホルムアルデヒドの発生など、重大な空気汚染があつた事実こそ重要ではないでしょうか。住民が空気に触れる位置でこそ測定すべきであつたし、比較対照箇所を被害の訴えがある寝屋公民館としたことも問題です。

裁判でも公調委でも最大の欠陥は、住民が訴えている健康被害について、住民側が行った健康調査の正確性、信用性にケチを付けるだけで、行政に対して健康調査を求めることを一切しませんでした。いずれも住民の訴えに不誠実きわまりない態度だったと言えます。

結局、事実として明確なのは、住民が訴えている施設稼働後の健康被害です。改めて、住民の命・健康・安全を最優先課題とする自治体として、行政責任を果たすため

に、疫学調査を実施すべきと考えます。答弁を求めます。

4点目、プラスチック類の搬入量と処理状況(平成26年4月～12月)についてです。説明資料の平成26年(4月～12月)のプラスチック類の搬入量と処理状況についてお聞きします。搬入量、処理量は前年に比べて減少しています。ところが、搬出量の残渣(ざんさ)の可燃量は前年の148.5トンに対して、223.81トンと大幅に増加しています。その要因について説明を求めます。

5点目、排出空気監視モニター一覧表の前年同時期(10月～12月)との比較からお聞きします。説明資料の排出空気監視モニター一覧表を見て、前年のTVOCと比較してみました。平成25年10月の最大値が1万を超える日が23日、最小値が専門委員会の参考値1400以下の日が2日、26年は1万超えが9日、最小値が1400以下11日、うち、最大値が1400以下の日が1日ありました。11月は、前年1万超え7日、1400以下2日に対し、26年は1万超え12日、1400以下2日、12月は、前年1万超え3日、1400以下8日に対して、26年は1万超え17日、1400以下は6日、今回は1日通じての測定値の変化は分かりませんが、活性炭の効果が出てきたという説明がつかない状況が改めて明らかになったと感じました。VOC発生のメカニズムは少しも明らかになっていないと思います。メカニズムが未知の状況で十分な対策をとることは難しいと考えます。見解をお聞きします。

6点目、廃プラごみ処理の抜本的見直しについて。これまでも繰り返し求めてきましたが、先日視察した山口県徳山のテイジンでは、15年間掛かってポリエステルの100%リサイクルを実現したことの説明がありました。ボトル トゥ ボトルの動きになっているとの話もありました。質問の最初にも述べましたが、プラスチックの海洋汚染が深刻に広がっています。寝屋川市では新しく建て替えるクリーンセンターでは高効率発電の計画となっています。焼却炉の高性能化でダイオキシン対策も進んでいます。白色トレイやペットボトルを除く廃プラごみは全て可燃ごみ扱いすることが、4市組合においても、健康被害解決、各市の財政の効率化の上からも検討課題として重要な局面を迎えていると考えます。容リ協を通じて送られている再商品化適合物は、最終的には燃やすか産廃処分にするかになっているのではないのでしょうか。見解をお聞きします。

以上、1回目の質問とします。

○議長(池上 典子君) 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長(高田 哲治君) 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

循環型社会の形成は、大量生産、大量消費、大量廃棄という従前の社会状況の反省に立って築かれた施策であり、それを実現する手法の一つとして、プラスチックのリサイクルは重要なものであると理解しております。

なお、海洋汚染の問題については、プラスチックの使用・流通の抑制ではなく、不法投棄の抑制により解決されるべきものと考えます。

次に、健康被害発生の否定は、本組合施設の操業と付近住民の健康被害との間に因果関係のないことが、判決や公害等調整委員会の裁定によっても明らかであることによります。したがって、疫学調査の実施の必要性もないと判断しております。

次に、公害等調整委員会の裁定内容については、本組合所在地である寝屋川市を除き、枚方市・四條畷市・交野市では広報されておられません。

次に、搬出可燃残渣（ざんさ）の増加については、廃プラ中の異物量の変動によるものと思われまます。

次に、TVOC測定値の変化についての明確な理由は不明ですが、公害等調整委員会でも認められたように、本組合施設境界や付近住宅地の環境は、通常の都市大気と変わらないものであり、VOCを含めた本組合施設における環境対策は十分に整っております。

次に、容リ協から再生処理業者に渡され、リサイクルされずに残った廃プラは、固形燃料化や焼却エネルギー回収、工業用燃料等として利用されており、単純な焼却処理はされておられません。以上でございます。

○議長（池上 典子君） 中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） まず1点目ですけれども、プラスチックそのものは劣化をしていくのは間違いないんですよ。強度もどんどんと劣っていく。そういうのがただ便利だからといって使われていることはどうなのかということをお願いしたんですけども、不法投棄の問題にされたことは極めて残念だと思います。

それから健康調査ですけれども、行政として否定することのできる根拠となることを何かしていますか。このことを私は聞いているんですよ。裁判とか公調委の裁定で聞いているわけではありません。行政として健康被害を否定し続けてきた根拠は何をもってしているのか。そのことを改めてお答えください。

それからプラスチック類の搬入量と処理状況ですけど、異物量だとおっしゃったけども、これもそう思っているだけで、何かこう明確にそうだというふうに判断できるものがもし分析等も含めてあれば改めてお示しください。

それから排出空気監視モニター一覽ですけど、これ有害化学物質の除去対策としてほんとにふさわしいというふうに考えておられますか。これはもう改めて有害化学物質を取り除くということが十分でないということだというふうに私は思います。

それから廃プラごみ処理の抜本の見直しですけども、これは先ほど坂野議員が言われたとおりです。寝屋川でもちょうど一昨年になりますか、焼却処理すれば 1 kg 10 円が、分別処理をすれば 24 円だという、これは経済的効率の問題からも、健康被害解決の上からも焼却処理を求めておきます。新しいクリーンセンター建て替えても高効率発電という計画になっていますから、これは改めて求めたいというふうに思いますし、何よりもCO₂ のことでこれまでもいろいろ言われているんだけど、焼却か産廃処理か、行く末はそのどちらかになるんじゃないかというふうに聞いているんですけども、その点はどうか。

改めて幾つか申し上げましたけど、答弁を求めます。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 健康調査につきまして根拠となるものとはどのようなご質問だったと思いますが、行政といたしましては先ほど来答弁させていただいておりますように、裁判結果や公調委の裁定、これがやはり決め手というふうに考えております。

次に、残渣（ざんさ）の件でございます。平成 20 年 2 月操業開始から 7 年間に経過しておるわけですが、プラスチック製容器包装やペットボトルの分別に市民の皆様には多大なるご協力をいただいております。その結果、平成 20 年度可燃物残渣（ざんさ）量の約 1000 トンと比較しまして、平成 25 年度には約 200 トンと 5 分の 1 に減少しております。その意味ではとても効果が出てきていると、残渣（ざんさ）が減ってきているというふうに判断しております。

最後は、残った廃プラのことですよね。残渣（ざんさ）処理に関しましては、これ容り協のホームページにも載っております。単純焼却されているものというものはほとんどございません。その他のものは有効な利用をされているといったものが容り協のホームページにも載っておりますので、以上でございます。

○議長（池上 典子君） 中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 結局、健康調査については行政として主体的に否定するようなことをやったということは挙げられませんでした。11 年前に民間のイコール社の工場が建設されるに当たって寝屋川市は大阪市のエコエリア、エコタウン、この両計

画推進の協力要請を受けて、住民説明を要しない建築基準法 51 条のただし書きを適用して建設の便宜を図りました。その時の市の説明は、恒久的な施設に当たらない。経済状況でいつまで操業するか分からない、短期的な施設と考えている、というものでした。今、副管理者の中で当初からの経緯を知っている方はおられないと思います。事業推進の中心におられた馬場管理者も 5 月末には寝屋川市長の任期を全うされる状況です。イコール社の経営者も代わり、当初特定業者団体の特別対策として推進されてきた廃プラ処理事業についても見直しの転機を迎えていると私は思います。本来環境が良いとされてきた良好な住宅地が周辺にある場所に、もともと有害な化学物質を大量発生する施設は造るべきでなかった。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもちまして本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました 2 件につきましては、いずれも原案どおりご可決を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内 4 市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ごべんたつをいただきますようお願い申し上げます。

さて、立春も過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をされるとともに、今後ますますのご活躍を心からお祈り申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（池上 典子君） それでは閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 27 年第 1 回定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん、及び全ての関係者の皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。

今後とも、管理者を始めとして理事者の皆様におかれましては、適正かつ円滑な事業

の推進に一層の努力をされますようお願いいたします。

議員の皆様方には、それぞれの議会で3月定例会を始め、お忙しい時期を迎えられるかと思いますが、ご健康には十分ご留意をいただきまして、今後ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成27年第1回定例会を閉会します。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後2時59分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 池上典子

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 榎本正勝

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 村上順一

平成27年2月19日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成27年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成27年2月19日	決 定	会期1日間
議 案 第 1 号	平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第2号)	平成27年2月19日	原案可決	
議 案 第 2 号	平成27年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成27年2月19日	原案可決	
—	一般質問	平成27年2月19日	許 可	中谷 光夫